

介護保険 住宅改修費 支給申請の手引

(2023年版)

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給は、事前申請が必要です。

改修前の事前申請が無い場合、住宅改修費は支給できません。改修工事を施工する前に、必ず申請を行ってください。

また、担当ケアマネジャーがいる場合は、必ずご相談の上、手続きを行ってください。

足利市 元気高齢課

目次

制度の概要

1 利用できる方.....	- 2 -
2 支給要件.....	- 2 -
3 支給対象となる工事	- 2 -
4 住宅改修費の支給金額	- 4 -
5 支給方法.....	- 7 -
住宅改修を行う場合の注意点	- 8 -

住宅改修費の支給申請の流れ	- 9 -
---------------------	-------

1 事前申請	- 10 -
2 事後申請	- 11 -

<記入例>

住宅改修費支給申請書（受領委任払用）	- 13 -
住宅改修費支給申請書（償還払用）	- 14 -
住宅改修が必要な理由書	- 15 -
内訳書	- 17 -
住宅改修の承諾書（個人所有承諾書）	- 20 -
住宅改修の承諾書（賃貸住宅用承諾書）	- 21 -
写真見本	- 22 -

制度の概要

住宅改修費は、要介護（支援）状態になった方が、住み慣れた居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する制度です。

支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮し、比較的小規模なものとなっています。

1 利用できる方

介護保険の要介護（支援）の認定を受け、在宅で生活されている被保険者の方。

※非該当（自立）の方は対象外です。

2 支給要件

- ・被保険者が現に居住する住宅（被保険者証に記載されている住所地）の改修であること
- ・被保険者の心身の状況や住宅の状況等から、自立した日常生活を営むために必要な改修と認められること

住宅改修を施工する業者は自由に選ぶことが出来ます。

※介護保険の住宅改修工事を行うためには事前申請が必要です。

事前の申請・承認なしに着工した工事については支給対象となりません。

3 支給対象となる工事

介護保険の住宅改修費の対象は次のとおりです。

- ①手すりの取付
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付

居室、廊下、浴室、トイレ、玄関、玄関から道路までの通路等に移動支援や転倒予防のために設置するものが対象です。取付工事を伴わないものは除きます。

② 段差の解消

居室、廊下、浴室、トイレ、玄関等の各室間の床の段差や玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修をいい、具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、床のかさ上げ等が想定されます。ただし、取付工事を伴わないスロープや浴室入室の場合は除きます。

また、昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料変更

居室を畳から板製床材やビニール系床材への変更、浴室の床材を滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

④ 引き戸等への扉の交換

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事のほかに、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、動力部分の費用相当額は対象になりません。

また、引き戸等の新設については、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り対象となります。

⑤ 洋式便器等への取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事等が対象となります。和式便器から、暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等を追加する工事は含まれません。

また、非水洗和式便器を水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合、水洗化または簡易水洗化の費用は対象なりません。

なお、特定福祉用具購入費の対象となる腰掛便座の設置は、住宅改修の対象外です。

⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付

手すりの取付のための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床または通路面の材料の変更

床材変更のための下地や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るのものを除く）、便器取替えに伴う床材の変更

※ ①～⑥の工事であっても、老朽化や物理的・化学的な磨耗、故障が原因で行う改修は支給対象外です。

※ 住宅改修費は在宅の方を対象とした事業です。入院・入所中の方は住宅改修費の支給対象にはなりません。退院・退所の目処が立っていて、在宅に戻るにあたり住宅改修工事を行う必要がある場合は、事前にご相談ください。

◎ 介護保険の住宅改修費の支給は法令に基づく保険給付です

介護保険の住宅改修費は、介護保険料等を財源とした保険給付です。給付を受けるためには、法令等の規定に沿って手続きを行う必要があります。

◎ 要介護者にとって本当に必要な改修工事であることを最優先にしてください

介護保険の住宅改修は、要介護者が在宅で生活できるよう、住宅環境の改善に資する工事が対象です。家屋改修の補助金ではありませんので、要介護者の心身の状況に合わない改修工事は対象となりません。また、給付には限度額がありますので、特に必要となる改修箇所をご検討の上、申請をお願いします。

4 住宅改修費の支給金額

○支給限度基準額 **20万円**

要介護（支援）度に関係なく、居住する住宅（被保険者証に記載されている住所地）に対して、一人あたり 20 万円です。ただし、1～3 割は自己負担となります。支給額は、対象工事費から自己負担額を差し引いた金額となります。消費税相当分を含む費用の総額を対象とします。

対象工事費が 20 万円を超えたとき、20 万を超えた費用は全額自己負担になります。

【支給上限額】

自己負担 1 割 ⇒ 18 万円、自己負担 2 割 ⇒ 16 万円、自己負担 3 割 ⇒ 14 万円

※自己負担 1 割の場合

例 1：工事費が 15 万円のとき、自己負担は 1 万 5 千円（工事費の 1 割）。

$$150,000 \text{ 円} - 15,000 \text{ 円} (\text{自己負担}) = 135,000 \text{ 円} (\text{支給額})$$

例 2：工事費が 30 万円のとき、自己負担は 12 万（工事費と支給額上限額の差額）

$$300,000 \text{ 円} - 180,000 \text{ 円} (\text{支給の上限額}) = 120,000 \text{ 円} (\text{自己負担})$$

○2回目以降の工事について

住宅改修費の限度額は同一住宅に対する金額なので、限度額に達するまで何回でも申請することができます。

例：自己負担1割の方が、3回で合計22万の住宅改修行った場合

	工事費	支給額	自己負担額	限度額
1回目	80,000円	72,000円	8,000円	200,000円
2回目	50,000円	45,000円	5,000円	120,000円
3回目	90,000円	※ 63,000円	※ 27,000円	70,000円
合計	220,000円	180,000円	40,000円	

※1,2回目で既に13万円の工事費に住宅改修費が支給されているため、3回目の工事費は限度額7万円（20万円-13万円）までが支給対象となります。

3回目の支給額 63,000円（限度額7万円の9割分）

自己負担額 27,000円

7,000円（限度額1割分）+20,000円{工事費と限度額の差額（9万円-7万円）}

○端数処理について

住宅改修費の支給金額に1円未満の端数が生じた場合は、支給金額の端数を切り捨てます。そのため、被保険者負担額の1円未満の端数は切り上ります。

例：自己負担1割の方で、工事費が123,456円のとき、支給額は111,110円となります。

支給額 123,456円×0.9=111,110.4円（1円未満切り捨て）

自己負担額 123,456円-111,110円=12,346円

○ 限度額のリセット（例外）について

次の①、②に該当する場合は限度額の例外として、住宅改修費の限度額がリセットされ再度20万円まで支給可能となります。

① 「介護の必要の程度」が3段階上がった場合

・最初の住宅改修費が支給された改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表の「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合に、再度20万まで支給可能です。

3段階リセットの例外は、被保険者につき1回限りです。

・「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。

- リセットが適用された場合、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。リセット前の支給可能残額は加算されません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要介護1、要支援2
第一段階	要支援1

〈3段階リセットが適用されるケース〉

最初の住宅改修費が支給された時点の介護度	3段階リセット適用となる要介護度
要介護3～5	該当なし
要介護2	要介護5
要介護1、要支援2	要介護4・5
要支援1	要介護3～5

例1：要介護1（第二段階）最初の住宅改修費で10万円の工事費

↓

要介護3（第四段階）追加の住宅改修費で5万円の工事費

↓

要介護4（第五段階）再度20万円までの工事費が対象

※最初の着工から3段階上がりリセット

例2：要介護1（第二段階）最初の住宅改修費で10万円の工事費

↓

要支援1（第一段階）追加の住宅改修費で5万円の工事費

↓

要介護3（第四段階）リセット不可、残額の5万円までの住宅改修費は可

※介護度は3段階上がっているが、最初の着工からは

2段階しか上がってないため

② 転居した場合

- 転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万まで支給可能です。住所が変わらず、同じ住所地にある別の建物に居住する場合には、リセットは適用されません。
- 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。
- 転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活します。

5 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」「受領委任払い」の2通りあります。

(1) 償還払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の全額を支払い、その後、市から改修費用の7~9割を保険給付（上限額14~18万円）として、償還（返戻し）を受けるものです。

(2) 受領委任払い

被保険者が施工業者に住宅改修にかかった費用の1~3割分（限度額超えた費用は自己負担）を支払い、その後、市から改修費用の7~9割分を保険給付（上限14~18万円）として、施工業者に支払うものです。

＜償還払いの支給が出来ない場合＞

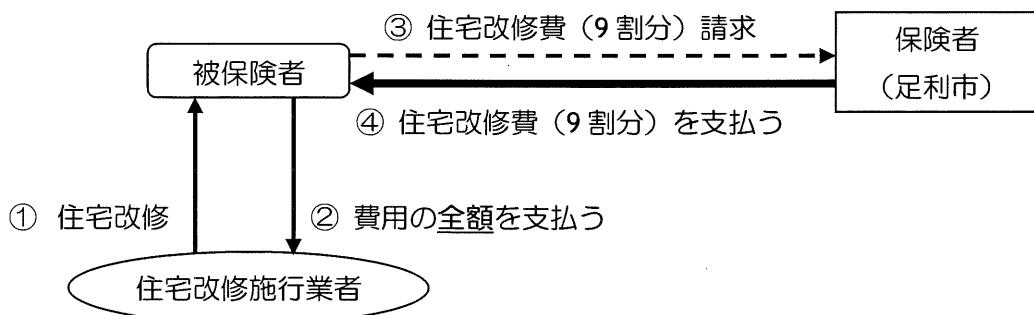
- 施工業者が、住宅改修費受領委任支払業者の登録をしている場合

＜受領委任払いの支給が出来ない場合＞

- 施工業者が、住宅改修費受領委任支払業者の登録をしていない場合
- 被保険者が、保険料滞納により支払方法変更等の措置を受けている場合

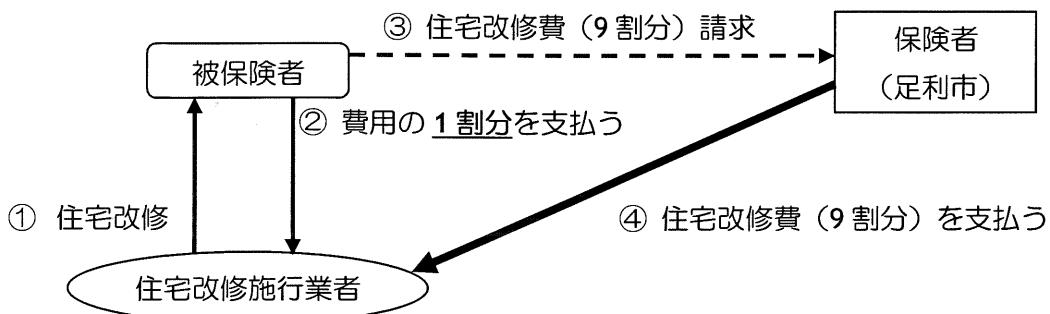
【償還払い】

※自己負担額1割の場合



【受領委任払い】

※自己負担額1割の場合



住宅改修を行う場合の注意点

○支給対象とならない工事

- (1) 用具を置くだけ（固定しない踏み台の設置等）の場合
住宅改修費の支給は、改修工事を伴うものが対象となります。
- (2) 老朽化や物理的・化学的な摩耗、故障が原因で行う改修工事
- (3) 住宅を新築する場合
- (4) 増築して、新たに居室を設ける場合

○住宅改修費の支給対象工事と対象外工事を併せて行うとき

支給対象外の工事を含め、全体の内訳書に住宅改修費の支給対象工事を再掲してください。支給対象部分は面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。解体費など区分するのが困難なものは按分し、その根拠を明示します。

○本人や家族等が施工する場合

被保険者本人や家族等が材料費を購入して住宅改修費を行う場合は、材料費のみが支給対象となり、手間賃は支給対象になりません。この場合、工事完了後に添付する領収書は、材料販売者が発行する領収書が必要になります。また、その明細の添付も必要です。

本人および同居の家族等が経営する業者が施工する場合も、手間賃は支給対象なりません。

○一つの住宅に被保険者が複数いる場合

住宅改修費の支給限度額は被保険者ごとに行われますので、一つの住宅に複数の被保険者が居住している場合は、それぞれの限度額まで住宅改修費が支給されます。

ただし、各被保険者ごとに対象となる工事が区別され、それらが重複していないことが条件です。一つの改修工事について、工事費を複数の被保険者で按分して申請することはできません。

例として、夫婦で介護認定受けていた場合、複数の手すり取付け工事で、被保険者ごとに手すりを区別して申請することは出来ますが、40万円かかる便器の取替え工事で、それが20万円ずつ申請することは出来ません。

○事前申請承認後、住宅改修完了前に被保険者が亡くなられた場合

在宅だった場合は、死亡時に完了している部分が支給対象となります。

入院・入所中だった方が退院・退所前に亡くなられた場合は、住宅改修費は支給されません。

○事前申請から事後申請までに自己負担割合が変更になる場合

原則、領収書記載日時点における負担割合を適用します。

住宅改修費の支給申請の流れ

○住宅改修費の支給を受けるには

住宅改修工事を行う前に必要書類を市役所へ提出し、事前審査を受けなくてはなりません。事前審査が承認されてから住宅改修工事を着工し、工事が完了したら、必要書類を市役所に提出します。事前申請のとおり工事が行われたことを確認出来たら、住宅改修費の支給が決定されます。

住宅改修費の支給は、償還払いの場合は被保険者の口座に、受領委任払い場合は施工事業者の口座へ、事後申請受付の 2 ヶ月後の月末に振り込みます。ただし、介護認定の更新申請中等の場合は、認定結果決定後の処理となるため、振り込みが通常より遅れることがあります。

○支給申請の流れ

改修内容をケアマネジャーに相談
改修事業者を検討(複数の事業者から見積りをとり、
検討をお願いします。)
⇒改修事業者を決定



住宅改修の事前申請
(詳細については、10 ページを参照)



着工・完成



※工事内容が変更になる場合は、
事前に連絡が必要

住宅改修の事後申請
(詳細については、11 ページを参照)



事後申請から 2 ヶ月後の月末

住宅改修費の支給

1 住宅改修費の事前申請

以下の書類を用意して、市役所元気高齢課（19番窓口）で事前審査を受けます。

①住宅改修費支給申請書（記入例は13・14ページ参照）

施工業者が受領委任払いの登録をしている場合は「受領委任払」の申請書を、登録していない時は「償還払」の申請書を使用します。

②住宅改修が必要な理由（記入例は15・16ページ参照）

作成は介護支援専門員または地域包括支援センターの担当職員が行います。

被保険者の心身の状況および日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載します。

③工事見積書（記入例は17～19ページ参照）

住宅改修費の支給対象となる費用の内訳が分かるよう、材料費、施工費、諸経費等を区分し記載します。また、その見積が適切に算出されたことが分かるように、算出方法を明示します。

住宅改修費の対象外工事も一緒に行う場合は、それを分けて記載します。雑費などを分けることが難しいものは金額で按分します。

なお、宛名は被保険者の名前になっていることが必要です。

④平面図

改修工事を行う住宅の平面図に改修箇所を記載します。住宅全体の平面図は必要ありませんが、被保険者の動線が分かる図面が必要です。なお、平面図は手書きでもかまいません。

⑤改修予定場所の写真（写真の撮り方等は22～25ページ参照）

改修予定場所の現状の写真を添付します。写真には改修工事後にはどのようになるのかを図示してください。また、写真には撮影日が必要です。日付機能がないカメラの場合、撮影日を記入したものを一緒に撮影してください。（写真台紙等に撮影日を記入したものは不可）

⑥住宅所有者の承諾書（記入例は20・21ページ参照）

住宅改修をおこなった被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要です。承諾書は一般住宅用と賃貸用がありますのでご注意ください。

○注意点

事前申請の書類により住宅改修の対象になるかどうかを確認します。改修内容が承認されてから工事を着工してください。

- ・事前申請の承認を得ずに着工した工事は、住宅改修費の対象となりません。
- ・事前申請承認後に工事内容を変更する場合には、着工前に再度事前申請が必要となります。変更が生じた際は、着工せず、市元気高齢課にご連絡ください。変更部分について、事前申請がないまま着工した場合は、住宅改修費の対象となりません。

2 事後申請

住宅改修完了後、次の書類を用意して事後申請を行います。

①領収書（原本）

領収書の原本を提出します。記載する金額は実際に被保険者から領収した金額です。受領委任払いの場合は、住宅改修費の支給額を差し引いた金額、償還払いの場合は工事費全般となります。宛名は工事費見積書と同様、被保険者の名前が必要です。
領収書の返却をご希望の場合は、窓口にてお申し出ください。

②改修内容がわかる写真

事前申請と同じ場所の写真を添付します。写真は工事場所が見切れないように撮影してください。1枚に収まらない時は数枚に分けて、全体が分かるようにしてください。また、事前申請と同様、撮影日の表示が必須です。

ピントがあってない、暗すぎる等、判別できない場合は、撮り直しをお願いすることあります。写真は現場確認に代わるもので、施工確認の上で重要なものです。手続きを円滑に行うためにもご協力をお願いします。

③工事費内訳書（事前申請と内容が変更になった場合のみ）

事前申請と改修工事の内容に変更が無い場合は必要ありません。

工事金額が変更となった場合は、変更後の内訳書を提出してください。

記 入 例

介護保険 居宅介護(予防)住宅改修費 支給申請書 (受領委任払用)

2020年4月1日

足利市長あて

下記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費を申請します。

また、居宅介護(支援)住宅改修費の受領に関する権限を下欄の受取人に委任します。

フリガナ	カイゴ イチロウ		保険者番号	0 9 2 0 2 3
申請者 (被保険者)	介護一郎 (明・大昭) 4年2月1日生		被保険者番号	0 0 0 0 4 6 8 1 2 3
住所	〒 326-0808 足利市 本城3丁目2145		個人番号	
住宅の所有者	本人との関係 本人		改修費用	円
改修箇所・内容及び規模	廊下 手すりの取付 3ヶ所 玄関 " 2ヶ所 " 段差解消 1ヶ所		被保険者負担額	円
			着工日	年 月 日
			完成日	年 月 日

- 添付書類 住宅改修が必要な理由書 工事見積書、平面図
 工事前の写真(日付入り) 住宅所有者の承諾書(所有者が本人でない場合)

受取人 (住宅改修費支給制度取扱事業者)	所在地	〒 326-0814 足利市通4丁目1000				
	事業者名	株式会社 優良建設 電話番号 (22) 1234				
	振込先口座	銀行	農協	本店	種目	口座番号
		足利	信用金庫	足利南	支店等 出張所	8 2 9
		労働金庫		1 普通		
				2 当座		
フリガナ	カブシキガイシャ ユウリョウケンセツ					
口座名義人	株式会社 優良建設					

以下は記入しないでください

年 月 日	工事残額
上記の申請の改修内容を承認します <input type="checkbox"/>	
□但し次の条件を付します	
□入院入所中のため、退院退所して自宅へ戻ることを前提とします。事後申請は退院退所後に申請すること。	
□認定の申請中のため、認定されることを前提とします。事後申請は認定されてから申請すること。	
受取人は施工事業者となるので 事業者の口座を記入する	
事前申請No.	
整理 No.	
支給決定額	円
□在宅確認(在宅・入院中・入所中)	
※受領委任登録No.()	
※退院・退所日()	

このワク内は事後申請のときに記入する

介護保険 居宅介護(予防)住宅改修費 支給申請書 (償還払用)

2020年4月1日

足利市長あて

下記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費を申請します。

フリガナ 申請者 (被保険者)	カイゴ イチロウ 介護一郎 (明・大昭4年2月1日生)		保険者番号 被保険者番号 個人番号 性別	0 9 2 0 2 3 0 0 0 4 6 8 1 2 3 男・女
住所	〒326-0808 足利市 本城3丁目2145		電話番号	(21)1141
住宅の所有者	本人との関係 介護太郎 (長男)		改修費用	円
改修の箇所・内容及び規模	廊下 手すりの取付 3ヶ所 玄関 " 2ヶ所 " 段差解消 1ヶ所		被保険者負担額	円
			着工日	年 月 日
			完成日	年 月 日
施工事業者	所在地	〒326-0814 足利市通4丁目1000		
	事業者名	株式会社 優良建設 (22)1234		

- 添付書類 住宅改修が必要な理由書 工事見積書、平面図
 工事前の写真(日付入り) 住宅所有者の承諾書(所有者が本人でない場合)

受取人 振込先 口座	銀行・農協 足利小山 信用金庫 労働金庫	本店 支店等 出張所	種目	口座番号
			1 普通 2 当座	3 8 0 7 1 1
フリガナ カイゴ タロウ 介護太郎				

居宅介護(支援)住宅改修費の受領に関する
権限を上記受取人に委任します。

申請者氏名

介護一郎



年 月 日
上記の申請の改修内容を承認します <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 但し次の条件を付します
<input type="checkbox"/> 入院入所中のため、退院退所して自宅へ戻ることを前提とします。事後申請は退院退所後に申請すること。
<input type="checkbox"/> 認定の申請中のため、認定されることを前提とします。事後申請は認定されてから申請すること。

工事残

介護認

認定期間

事前申請No.

整理 No.

支給決定額

申請者と受取人が異なるときは、委任欄に記入・押印する

- 在宅確認(在宅・入院中・入所中)
 受領委任登録No.()
 退院・退所日()

このワク内は事後申請のときに記入する

住宅改修が必要な理由書 P1 (記入要領)

<基本情報>

被保険者番号	被保険者氏名	年齢	歳	生年月日	年	月	日
		(該当に○)	要介護認定	要支援	要介護		
利用者住所		1 · 2	経過的	1 · 2 · 3 · 4 · 5			
保険者氏名	確認日	年	月	日	備考		

修正すべき箇所、指示事項等がある場合には、この欄に記載されます。

<総合的状況>

利用者の身体状況	たとえば、移動や立上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況などのかを記述する。屋内及び屋外での移動方法(自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用など)を記述する。	
介護状況 (主な介護者含む)	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	住宅改修によって利用者・家族は、介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思うのか(特に何を希望しているか)また、その効果を記述する。	
<p>福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定</p> <p>改修後</p> <ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止 ●体位変化 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助 ●認知症老人介護 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●簡易浴槽 ●その他 		

住宅改修が必要な理由書 P2（記入要領）

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

<p>① 改善をしようとしている生活動作</p> <p>現状の改善を必要とする動作についてし点チェックをする。</p> <p>今回改修の対象でない項目にはし点チェックする必</p> <p>要とする動作についてし点チェックをする。</p> <p>排泄</p>	<p>② ①の具体的な状況（…で困っている）を記入してください</p> <p>…で困っている）を記入してください</p>	
	<p>トイレまでの移動</p> <p>トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む)</p> <p>便座への着座・車いす等からの移乗</p> <p>便座への着座・車いす等からの移乗</p>	<p>③ 改修目的・期待効果をチェックした上で…が改善できるを記入してください</p> <p>…が改善できる</p>
<p>外出</p> <p>出入口までの屋内移動</p> <p>上り下りの昇降</p> <p>車いす等、器具の着脱</p> <p>履物の着脱</p> <p>出入口の出入</p> <p>（扉の開閉を含む）</p> <p>出入口から敷地外までの屋外移動</p> <p>その他（</p>	<p>④ 改修項目（改修箇所）</p> <p>手すりの設置</p>	<p>・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。</p> <p>・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」「便器横壁面」等その取付箇所まで記述</p>
	<p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p>	<p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p>
<p>その他の活動</p>	<p>引き戸等への扉の取替え</p>	<p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p>
	<p>滑り防止等のための床材の変更</p>	<p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p> <p>（）</p>

内訳書 記入例

- 給付申請に係る部品については、材料費(仕様を明記する)と施工費を適切に区分する。
- 材料名などは専門用語を避け、誰にでも分かりやすい表記にする(例:PB⇒石膏ボード、SUS⇒ステンレス)

全ての工事の内訳

介護保険料収納部会費を明示する
(別欄で抜き出しても可)

被保険者右

- 対処部分を抽出する場合は、その工事範囲を明示する。

部屋名	部分	名称	内容(仕様)	数量		単価	金額	対象部分		金額	住宅改修 の種類	算出根拠
				数	単位			数量	金額			
1階洋室	壁	既存壁撤去	石膏ボード厚12mm撤去	△	m ²	△△	△△△△	○	m ²	○○○○ (1)	手すり設置に係る床面部 分を〇m ² で算出	
		下地補強および壁仕上げ	石膏ボード厚12mm、クロス貼り	□	□□	□□□□	○○○○	○	m ²	○○○○ (1)	同上	
	手すり	手すり	木製(金具ステンレス製)	○	m	○○○	○○○○	○	m ²	○○○○ (1)		
		同取り付け工賃		○		○○○○	○○○○	○		○○○○ (1)		
		1階洋室計						○○○○		△△△△ (1)		
1階和室・DK	既存壁・床撤去			1	式	△△△△	1式	○○○○	(3)	○○○○ (3)	対象(床)部分を大工手帳 比率2/3で按分	
	床	フローリング貼り	ナラ材厚13mm下地および木製 巾材n=60共	□	m ²	□□	□□□□	□	m ²	□□□□ (3)		
	壁	月桃紙	軸組み、下地(石膏ボード 12mm)	○	m ²	○○	○○○○				対象範囲を明示するのが困難な項目に ついては按分をして、その根拠を示す。	
	天井	木質ボード貼り	OO製厚9mm、下地、回り縁共	○	m ²	○○	○○○○				△△△△ (3)	
		1階和室・DK計						○○○○				
		小計						○○○○		○○○○		
		諸経費						○○○		△△△		
	合計							○○○○		○○○○		
		消費税						8 %	○○○	○○○		
		総合計						○○○○		△△△△		

内訳書記入例（対象工事のみ）

名被保險者

名業者事

内訳書記入例（本人や家族の施工）

※※※DIY等で、申請者自ら施工した場合、対象部分に係る材料費を記載する。
（商品名）

(個人所有用承諾書)

2020年4月1日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所 足利市本城3丁目2145
氏 名 介護太郎

私は、下記表示の住宅に、介護一郎が
(被保険者名)

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅改修を行う住宅(所在地)

足利市 本城3丁目2145

2020年4月1日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所 群馬県太田市浜町1番1号

氏 名 清 水 実 殿

(賃借人)

住 所 足利市本城3丁目2145

氏 名 介 護 太 郎

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1)住宅	名 称	すこやかハウス	
	所 在 地	足利市本城3丁目2145	
	住 戸 番 号	102号室	
(2)住宅改修の概要	個所・部位	内 容	
	トイレ 壁	手すりの取付	2ヶ所
	寝室 柱	"	3ヶ所
	廊下	段差解消	1ヶ所

承 諾 書

上記について承諾いたします。

(なお、**退去時は原状に戻すこと**)

承諾に当たって確認事項がある場合は記載する

2020年4月5日

(賃貸人)

住 所

群馬県太田市浜町1番1号

氏 名

清 水 実

[注]

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

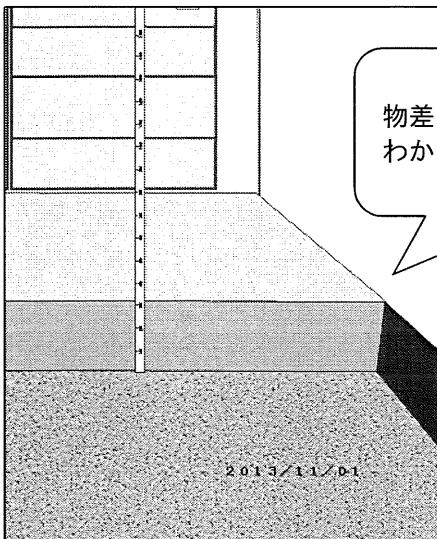
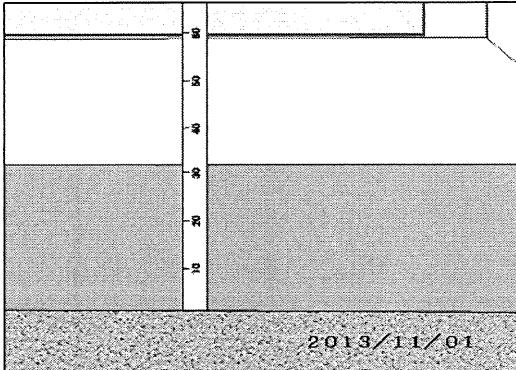
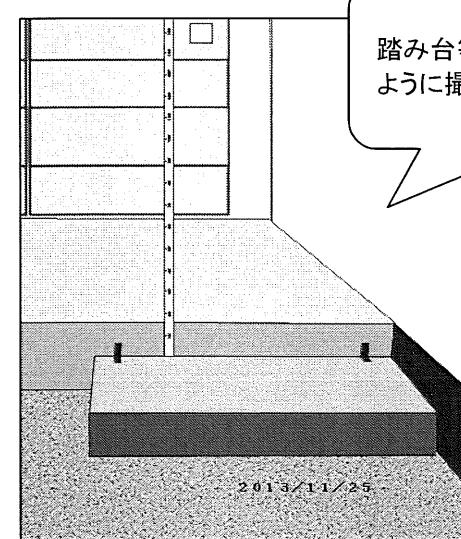
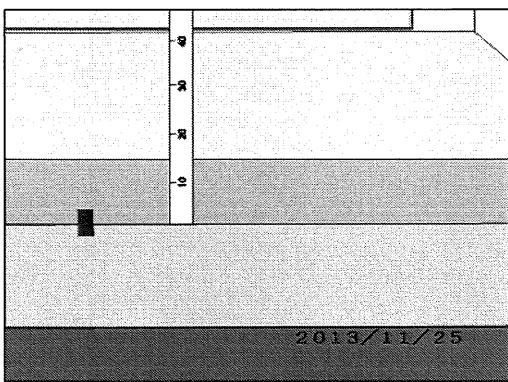
賃貸人が記入する

改修写真見本

被保険者氏名： ○○○○○ 様		被保険者番号： XXXXXXXXXX No. 1	
施行業者名： (株)あしかが介護住宅			
改修箇所	玄関	対象工事種別	手すり
改修前		撮影日： 年 月 日	
<p>2013/11/01</p>			
改修後		撮影日： 年 月 日	
<p>2013/11/2</p>			
<p>※手すりを取り付ける位置の全体を写してください。 ※改修前後の写真は比較しやすいようにほぼ同じ位置で写してください。</p>			

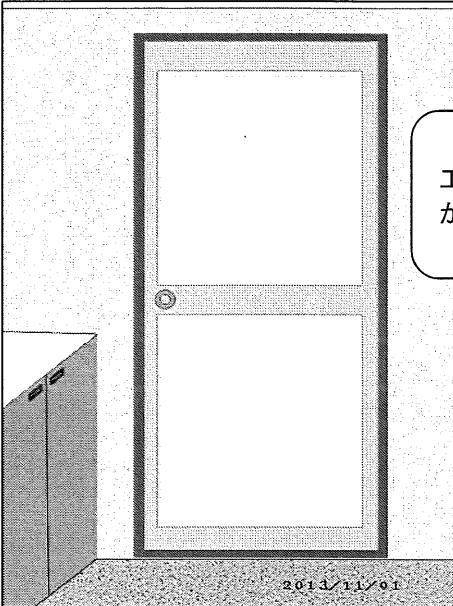
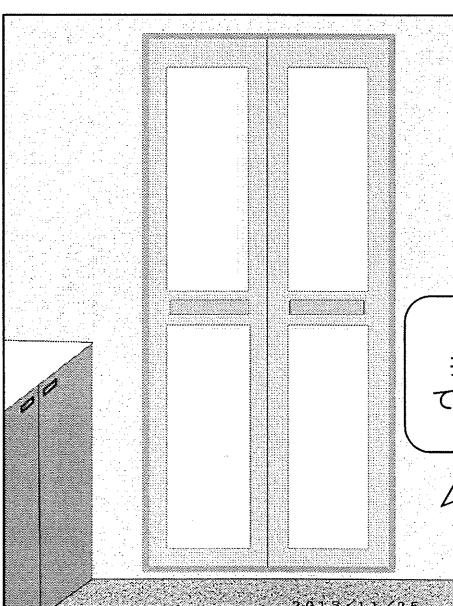
*写真は、それぞれ日付の入ったものとします。データ機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

改修写真見本

被保険者氏名： ○○○○○ 様		被保険者番号： XXXXXXXXXX No. 2	
施行業者名： (株)あしかが介護住宅			
改修箇所	玄関	対象工事種別	段差解消
改修前		撮影日： 年 月 日	
 <p>物差し等を用い、段差の高低がわかるようにしてください。</p>  <p>2013/11/01</p>			
改修後		撮影日： 年 月 日	
 <p>踏み台等は固定箇所がわかるように撮影してください。</p>  <p>2013/11/25</p>			
<p>※上記のように全体がわかる写真のほか、メモリが読める近接写真を添付してください。</p> <p>※浴槽の段差改修の場合にも、浴槽の内側と外側にそれぞれメジャーをあてて写してください。</p>			

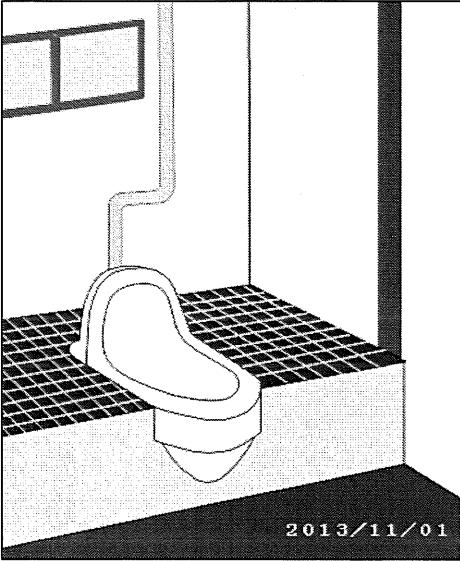
*写真は、それぞ日付の入ったものとします。データ機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

改修写真見本

被保険者氏名： ○○○○○ 様		被保険者番号： xxxxxxxxxxxx No. 3	
施行業者名： (株)あしかが介護住宅			
改修箇所	浴室	対象工事種別	扉の取替
改修前		撮影日： 年 月 日	
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 工事内容に合わせて、扉の位置や状況が分かるように撮影してください。 </div>			
改修後		撮影日： 年 月 日	
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 撮影日が確認できるようにしてください。 </div>			

*写真は、それぞれ日付の入ったものとします。データ機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

改修写真見本

被保険者氏名： ○○○○○ 様		被保険者番号： XXXXXXXXXX No. 4	
施行業者名： (株)あしかが介護住宅			
改修箇所	トイレ	対象工事種別	便器の取替え
改修前		撮影日： 年 月 日	
			
改修後		撮影日： 年 月 日	
			

*写真は、それぞれ日付の入ったものとします。データ機能のないカメラでは、黒板等に日付を記入し、撮影してください。

◎この手引書は一般的な内容を記載しております。

詳細や不明な点は下記までお問い合わせください。

申請書等は足利市のホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】

足利市ホームページトップ > 健康・福祉 > 介護保険
> 介護サービス > 住宅改修 > 住宅改修費

お問い合わせ

足利市役所 元気高齢課

TEL : 0284-20-2136 (直通)

Mail : genki@city.ashikaga.lg.jp